

西嶋定生説批判

「倭国之極南界也」及び「倭面土国」について

1. はじめに

最近、富谷至氏の『漢倭奴国王から日本国天皇へ 国号「日本」と称号「天皇」の誕生』という本を読む機会があった。タイトルからも分かるように漢代から唐代までの倭・日本について中国学の立場からその専門家である富谷氏が、自身の所見を述べたものである。その中で述べられている二三の点について我が国の古代史について関心を持つものの立場から、一文をしたためたのだが、富谷氏の行論の土台の一つには、西嶋氏の所説があるのではないかと思えた。即ち、「倭国の極南界」に対する意見である。まず、この点について述べていきたい。

2. 「倭国之極南界也」について

はじめに、西嶋定生『倭国の出現 東アジア世界の中の日本』18ページから20ページにかけて述べられている「「倭国之極南界也」について」への批判である。

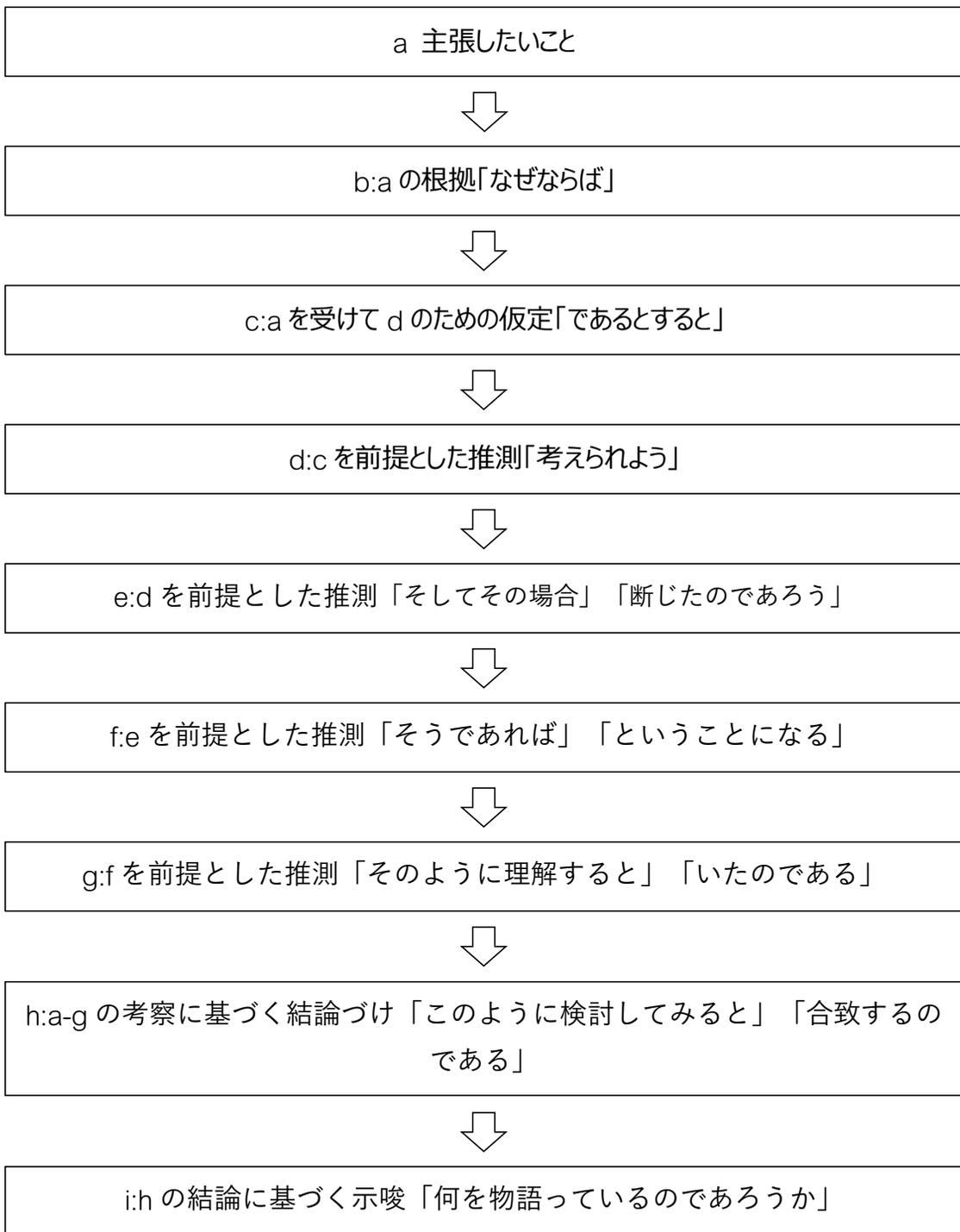
西嶋氏の記述とそれについての簡単な分析を表として掲示し、表に続けて私見を述べていきたいと思う。

	記述	分析
a	<p>第二の問題とは、『後漢書』倭伝の建武中元二年（五七）の倭奴国の朝貢記事として、</p> <p>(12)建武中元二年、倭奴国奉貢朝賀。使人自称大夫。倭国之極南界也。光武賜以印綬。（建武中元二年、倭の奴国、貢を奉りて朝賀す。使人、自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。光武、賜うに印綬を以ってす。）</p> <p>とある一文のなかに、「倭国之極南界也（倭国の極南界なり）」という叙述があって、「倭の奴国」の位置が「倭国」の最南端であることを示していることである。もしこの記事が当時の認識を示すものであるならば、光武帝の末年にはすでに「倭国」が存在していたことになる。しかしながらこの記事はそのようには解釈できないと考えられる。</p>	<p>「倭の奴国」の位置が「倭国」の最南端であるという当時の認識を否定。「しかしながらこの記事はそのようには解釈できないと考えられる」として、b以下でその理由を述べている。</p>

	記述	分析
b	<p>なぜならば、第一には倭の奴国の位置を示すその記事内容が正鵠を得ていないことであり、第二にはこの(12)の一文のなかで、「倭国之極南界也」の部分は、他の部分が事実の叙述であるにかかわらず、この部分のみは奴国の位置を説明するという異質の部分であると読み取れることである。奴国の位置は現在の九州北部に位置する福岡市とそれに隣接する春日市などを中心とする一帯であって、ここが「倭国」の最南界であるということは、明らかに事実の誤認である。この奴国の位置が福岡市近辺であることは、この一文の最後に記されている「光武賜以印綬」の印が、一七八四年（天明四）に福岡市志賀島の土中から発見されたかの金印である、という点からみても、疑うことはできない。</p> <p>それにもかかわらずこの奴国の位置を「倭国」の極南界と理解し、しかもその部分のみが文脈上異質であるということは、この部分が後世のひとの誤解に基づく挿入句であったことを物語るものではあるまいか。</p>	<p>aの理由。第一も第二も「奴国の位置」についてであり、ことさら分ける必要があるのか。「正鵠を得ていない」というのは、「奴国の位置が福岡市近辺であること」から考えてのこと。しかし、この推定は不安定な前提の上に立っている。そして「後世のひとの誤解に基づく挿入句であった」と推定するのははなはだか弱い推定でしかない。</p>
c	<p>いうまでもなく『後漢書』倭伝は五世紀のひと、南朝宋代の范曄の撰文によるものである。この部分が後世の挿入であるとすると、</p>	<p>「この部分が後世の挿入であるとすると」と前段の不安定さに気がついていないと思しき推論へと進む。</p>
d	<p>それは范曄がこの倭伝を撰述するにあたって、資料に基づく叙述を行なうとともに、適宜その文中に解釈文を挿入したのであり、この部分はその解釈の部分にあたると思われる。</p>	<p>「適宜その文中に解釈文を挿入した」とするが、たしかにそのように考えられる事例すら挙げていない。</p>
e	<p>そしてその場合、すでに指摘されているように、彼は『魏志』倭人伝のなかの女王の統治する斯馬国以下の二一国の記載のうち、その最後に載せられた「奴国」こそ、中元二年に遣使奉献した「奴国」であると誤認し、しかもこれら二一国は女王国（邪馬台国）より南にある諸国と理解していたから、その最後の「奴国」こそは「倭国」の極南界に位置するものと断じたのであろう。</p>	<p>「そしてその場合」とするが、そうでない場合、についての考慮は不要なのか。「その最後に載せられた「奴国」こそ、中元二年に遣使奉献した「奴国」であると誤認し」というのは飛躍であり空想である。そのような「誤認」があったとする根拠はない。そもそも最後の「奴国」が南にあるなどとは「魏志」には書</p>

	記述	分析
		いていない。范曄がそのような「誤解」をしたと考えるのは、自身の求める結論に必要であるから、そのような推論へと進んだとしか考えられない。
f	そうであればこの『後漢書』倭伝中の「倭国之極南界也」という一句は、『魏志』倭人伝よりも後の時代に、それを参考として作られた文章である、ということになる。	「そうであれば」と更に空想は進んでゆく。そして「それを参考として作られた文章である、ということになる」と結論付ける。
g	そのように理解すると、(12)の一文のなかに、すでに「倭国」という名称が示されているといっても、そのことは光武帝時代の五七年（中元二）にすでに「倭国」が存在していたことを示すものではないことになる。この「倭国」とは范曄が理解した『魏志』倭人伝中の「倭国」であるか、あるいは范曄の時代に一般知識となっていた当時の「倭国」であるか、そのいずれかであると考えてよいであろう。范曄の時代とはまさしくかの倭の五王の時代、すなわち倭王讃以下の倭国王がつぎつぎと宋王朝にたいして遣使奉獻していた時代であり、「倭国」はもはや珍しい存在ではなくなっていたのである。	「そのように理解すると」ならば、「そのように理解」しなければ、という考慮を施す必要はないのか。
h	このように検討してみると、安帝の永初元年（一〇七）の「倭国」の遣使奉獻以前に、「倭国」が存在したという事実はなくするのであり、永初元年の「倭国」の遣使奉獻のことは、「倭国」が初めて登場したことを示す記事として、いよいよ重視せざるをえなくなるであろう。そして上述のごとき『魏志』倭人伝中の「其国本亦以男子為王。住七八十年、倭国乱」という記事から想定された男王が統治する「倭国」の出現期と、永初元年の「倭国」の遣使奉獻の年代とは、見事に合致するのである。	「このように検討してみると」もまた、恣意的な推論である。「見事に合致するのである」は、自身の推論をそのように誘導したからに過ぎない。
i	これは一体何を物語っているのでしょうか。	

上掲表をフローチャートとして簡略化してみた。



西嶋氏は該書第一部 倭国の出現 二 「倭国」の出現 2 「住七八十年」について」の中で、『後漢書』の「桓靈間」、『梁書』の「靈帝光和中」を起点に、『魏志』の「住七八十年」を遡らせると、「後漢和帝の永元一〇年から安帝の元初元年のあいだのことと想定されるのである」(16頁)と言う。そしてこれにより「「倭国」が男子を王とすることは二世紀冒頭前後に開始された、ということを示しているということになる」とする。そして、続く(3)で、「しかもここに登場した「倭国」という名称の出現時期は、まさしく上述において想定した男子を王とする「倭国」の出現期と符合しているの

る」と述べる。

この流れの延長線上に、上掲の「「倭国之極南界也」について」は書かれているのであり、該書のタイトルともなっている「倭国の出現」の時期を、この安帝永初元年と設定することにより、古代倭国創生期の枠組みを成立させようとしている。

しかし、それには『後漢書』建武中元二年の「倭国之極南界也」という記述が邪魔となる。この記述に史実性があるとするれば、西嶋氏自身の史観の出発点が危うくなることは明らかである。そのために西嶋氏は、この建武中元二年の「倭国之極南界也」という記述を「後世のひとの誤解に基づく挿入句であったことを物語るものではあるまいか」として、その「倭国之極南界也」という記述の史実性を否定しようとした。

その否定の根拠として述べられているのが、bとeである。このbとeについて検証してみよう。

1)bについて

「奴国の位置は現在の九州北部に位置する福岡市とそれに隣接する春日市などを中心とする一帯であって、ここが「倭国」の最南界であるということは、明らかに事実の誤認である。」と述べるが、それを以って范曄の付加であるとの推論に至るとするのは実に不思議な理路である。西嶋氏は「内容が正鵠を得ていない」とするが、現実の地理と合わないことをもって、その記述が後世の付加であるとするならば、『魏志』倭人伝の行程記事など、「内容が正鵠を得ていない」としていかようにも斥けることが可能であろう。現在の唐津附近と思しき末盧国からみて北東寄りに位置する伊都国(現糸島市附近)を『魏志』では「東南」としている。「内容が正鵠を得ていない」というのであれば、この部分の行程記事そのものを西嶋氏は棄却するのか。おそらくそういう事はしないであろう。方位の誤認という認識に留めおくのではないか。ならば、「倭国之極南界也」と記される『後漢書』の「倭奴国」についても、その記述が范曄の「付加」などではなく、何らかの誤認を含んだ情報をもたらされたとは考えられないのか。つまり、「倭奴国」が「倭国之極南界也」という情報のタイムスタンプ自身は、後漢代のものであるとの考慮も留保しておく必要があるだろう。

范曄『後漢書』が先行する諸『後漢書』類を藍本として編纂されていることは明らかで、范曄『後漢書』中の記述については、それら藍本中に存在した記述が范曄に引き継がれた可能性を決して無視軽視してはならないと考える。

2)eについて

「彼は『魏志』倭人伝のなかの女王の統治する斯馬国以下の二一国の記載のうち、その最後に載せられた「奴国」こそ、中元二年に遣使奉獻した「奴国」であると誤認し、しかもこれら二一国は女王国(邪馬台国)より南にある諸国と理解していたから、その

最後の「奴国」こそは「倭国」の極南界に位置するものと断じたのであろう。」という立場は、富谷至氏にも共通するが、なにゆえそのような「理解」を范曄がしたと想定するのか、不思議でならない。「斯馬国以下の二一国」は単に「遠絶」としか書かれては居ない。方位は書かれていない。なのに、「極南界に位置するものと断じたのであろう」などという判定を下す思考を疑う。いったい、そのような事例が漢籍中に実在するのか。いくつかの例証を挙げた上で推論するならばともかく、ただただ極めて根拠に乏しい主張をなしている。

また、西嶋氏は「「倭面土国」の問題点」¹の中でも、

しかしこれらの国々はいずれも多数ある倭人の国々のうちの国のことであって、これらの国々を総括した「倭国」という名称はまだ使われていなかった。もっともこの奴国の朝貢については、『後漢書』倭伝の記事にその位置を示して「倭国之極南界也」と記しているので、この奴国朝貢のとき、すでに「倭国」という名称とその実体とが実在していたごとくであるが、しかしこの記事はそのころすでに「倭国」があったという根拠にはなり得ない。なぜならば『後漢書』は五世紀の著作であり、ここでは一世紀の奴国の位置を説明しようとして、三世紀の著作である『魏志』倭人伝の文中から、現在の福岡市あたりに存在したとされる奴国ではなくて、女王国の南にあるとされる二一国の最後に付載されている「奴国」を中元二年朝貢の奴国とみて、そのためこれを「倭国」の最南端の国と誤解したのである。それゆえこのばあいの「倭国」とは五世紀の知識としての「倭国」であって、一世紀に「倭国」が実在したことを示す根拠にはならないのである。

として、上掲eと同様の所見を述べているが、このような論断には啞然とするばかりである。先にも述べたとおり、「女王国の南にあるとされる二一国の最後に付載されている「奴国」」などというのは誤認もはなはだしい。あまつさえ、范史が「五世紀の著作」であるとして、その中の表記を「五世紀の知識」と言うに至っては、常軌を逸しているとしか言いようがない。そのような論法が罷り通るのであれば、史料から歴史を読み解くにあたり、各自それぞれの身勝手な解釈が横行することは間違いなからう。

西嶋氏が、どう考えても根拠になりそうにない“根拠”をもって、建武中元二年の「倭国」を実在しないものとして処理しようとするのは、氏が自身の推定の邪魔となるからであろうことは明白である。

前掲のフローチャートを見ても明らかなように、西嶋氏の理路は憶測の上に憶測を重ねたものに過ぎない。

西嶋氏のかかる姿勢は、「「倭国之極南界也」について」の前項である「「倭国」か

¹ 初出『東アジアの古代文化』九二号、一九九七年。

「倭面土国」か」でも顕著に表れている。かつて内藤湖南が提唱した、古本『後漢書』に「倭面土国」なる表記があったろうとする指摘も全面的に否定し、それは「根拠のない誤解であることを文献学的に論証」したとする²。しかし、それは「論証」と呼べるようなものではない。「倭国之極南界也」について」と同様に、自分の求める結論に合致するよう前提を累乗して求めた結論に過ぎない。

以下、「倭面土国」についての西嶋氏の所見に対して、范曄『後漢書』李賢注に注目しながら考えてみたい。

3. 「倭面土国」について

<p>或數人共持之能步戰樂浪檀弓出其地又多文豹有果下馬高三尺乘之可於果樹下行也其海出班魚皮漢時常獻之魏齊王正始六年</p>	<p>丈或數人共持之能步戰樂浪檀弓出其地又多文豹有果下馬高三尺乘之可於果樹下行也其海出班魚皮漢時常</p>	<p>浪檀弓出其地又多文豹有果下馬<small>高三尺乘</small>之可於果樹下行海出班魚使來皆獻之</p>	<p>其地又多文豹有果下馬<small>高三尺乘之可</small>海出班魚使來皆獻之</p>
A	B	C	D

² 「倭面土国」出典攷」と「倭面土国」出典統攷」。前者の初出は、『就実女子大学史学論集』第五号、一九九〇年。後者は同論集第九号、一九九四年。

上掲4個の書影AからDは、それぞれ以下の出典に基づく。

A.宮内庁書陵部蔵北宋版『通典』瀡

B.無刊記本『通典』瀡

C.宋紹興刊本『後漢書』瀡。范曄『後漢書』成立は432年、李賢注は儀鳳元年(676年)

D.『冊府元龜』卷九五九外臣部土風一 中華書局版第20冊11282ページ

各「瀡」条のうち、『後漢書』では「高三尺乘之可於果樹下行」が李賢注として双行細注となっているが、『通典』では、全く同文が本文となってしまう。武英殿版や無刊記本も全く同様である。

1013年成立の『冊府元龜』卷九五九外臣部土風一では、引書名を記していないが、李賢注が現行の刊本『後漢書』と全く同文で、しかも双行細注として保たれていることから、その引典は李賢注の范曄『後漢書』であることは間違いない。

つまり、『通典』瀡条に引かれる『後漢書』からと思しき文は、李賢注の范曄『後漢書』ということになる。

他に『後漢書』東夷伝三韓馬韓条には「魁頭猶科頭也謂以髮縈繞成科結也紛音計」という李賢注が付されているが、『通典』の当該箇所にも双行細注で全く同文³の「魁頭猶科頭也謂以髮縈繞成科結也紛音計」とみえる。

また『太平御覧』卷七八〇 四夷部一 東夷 三韓の条、及び『冊府元龜』卷九五九外臣部土風一でも、「魁頭猶科頭也謂以髮縈繞成科結也紛音計」と全くの同文で同じく双行細注である。

7世紀後半、章懐太子李賢によって范曄『後漢書』に付けられた注が、9世紀初頭の成立と言われる『通典』でもそのまま襲われ、10世紀後半の『太平御覧』、11世紀初頭の『冊府元龜』などの編纂時も、そのままの姿で保たれてきたことを示している。

以上のごとく、『通典』がその編纂に当たり用いた『後漢書』とは、西嶋氏の案に相違して、李賢の注を付した范曄『後漢書』にほかならない。

西嶋氏は、「「倭面土国」出典続攷」の中で、

宮内庁書陵部蔵北宋刊本『通典』卷一八五边防一東夷上倭の条に見える後漢安帝永初元年(一〇七)に「倭面土国王師升等」が遣使奉獻したという記載は、その国名表記に関する限り、いわゆる古本范曄撰『後漢書』なるものに基づくものではない、ということの意味するものである。

とするが、私が『通典』東夷について出典を調べた所⁴、当然のことながら未だ正史の編まれていない唐代を除き、それより前の時代の記載については、ほぼ正史からの引文

³ 但し、『通典』のうち北宋版と無刊記本は遠につくる。武英殿版は繞。

⁴ 倭・高句麗・瀡・三韓・夫餘・百濟の各条。

であることが明瞭であった。特に、馬韓条については現行の范曄『後漢書』との対校の結果、非常によく対応しており、幾らか類似する文言を持つ『魏志』を圧倒的に抑えて、この馬韓条が范曄『後漢書』に基づいて成文されていることは否定のしようがない。

もちろん、「魁頭猶科頭也，謂以髮縈繞成科結也紕音計」という李賢注も世紀を超えて、王朝を超えて引き継がれているのであり、西嶋氏の見解は成立する余地は無いと考えられる。

ここで西嶋氏が「その国名表記に関する限り」と限定したことは極めて不審である。なにゆえそのような限定をしたのか。范曄『後漢書』に本来「倭国」とあったとして、その編者李昉はなにゆえ「倭国」を「倭面土国」に類する表記に改めたのか。「続攷」の結語で自身の想定と今後への展望を述べているが、この点が最も肝心な部分であろうことは明白であるのに、確かな解答が示されていない。

西嶋氏は「倭面土国」などという表記は范曄『後漢書』に本来あったものではないとの考えを示しているが、上述のごとく、『通典』東夷諸条にみるかぎり、他の正史と並んで范曄『後漢書』が藍本の一つとして用いられていることは明らかであるから、写本范曄『後漢書』には「倭面土国」あるいは「倭面上国」に類する表記があった可能性は少なくない。

西嶋氏は、王仲殊氏の『通典』「倭面土国」が『翰苑』「倭面上国」の誤引であるとの説に同調して、該書142ページ中で、『通典』が『翰苑』を「引用」したという想定を述べているが、そのような実例があるのだろうか。先にも述べたが、私が『通典』東夷についてその出典を調べた所、李賢注范曄『後漢書』を含む正史群であった。『翰苑』が安帝永初元年の「倭面上国」を引文として「後漢書曰」とすること、また間違いなく藍本として李賢注范曄『後漢書』から成文している『通典』「倭条」が「倭面土国」としている事実を最も簡明に説明することのできる想定は、当時流布していた李賢注范曄『後漢書』倭伝中には「倭面土国」に類する表記があったとすること以外にありえない。西嶋氏にしても王仲殊氏にしても、その着想には実地の検証と実例の裏付けが伴っていない。

また西嶋氏は上掲論文中で、

すなわち現在知られている限りでの范曄『後漢書』の古版本⁽³⁷⁾の相当個所のどれを見ても、すべての記載は「倭国」なのであって、それが「倭面土国」もしくは「倭面上国」となっているものは皆無であり、さらに『冊府元龜』・『玉海』等の類書において、范曄『後漢書』から採録したと見られるその倭伝の文は、いずれも「倭国」となっていて、どれひとつとして「倭面土国」もしくは「倭面上国」などという異名を載せているものはなく、またその誤記変容された国名と覚しき記載もないのである。⁽³⁸⁾

とし、注37では、

『仁寿本二十五史』所収の南宋福唐郡庠東刊北宋淳化監本『後漢書』影印の「倭伝」には現行本と同じく「安帝永初元年倭国王帥升等献生口百六十人願請見」とあり、『百衲本二十四史』所収南宋紹興刊『後漢書』影印本、米沢市上杉家旧蔵南宋慶元四年刊本、呉興劉氏嘉業堂旧蔵南宋嘉定元年刊影印本などすべて同文であって、異文はない。

と注記している。また、注38では、

中華書局版南宋刊本影印『冊府元龜』卷九六八外臣部朝貢の後漢安帝永初元年の条（第四冊三八三一頁）には「十月倭国王帥升等遣使奉献口百六十願請見」とあり、献字下に生字を脱し、帥字を師に作るが、その文は范曄『後漢書』倭伝と同じく「倭国王」と作る。『冊府元龜』は北宋の景德二年（一〇〇五）九月に編纂が始まり、大中祥符六年（一〇一三）八月に完成した。一方、『後漢書』は淳化五年（九九四）に初めて官刻されたと伝えられるから、この『冊府元龜』所載の『後漢書』引文は宋初の『後漢書』倭伝の文が現行本と同一であったことを示すものである。なお南宋・王応麟『玉海』卷一五二朝貢「外夷来朝倭奴奉献」の条には「安帝永初元年倭国王帥升等遣使奉献紀云冬十月」と記して、『後漢書』本紀と倭伝から採った文を載せているが、これも現行本『後漢書』の域を出るものではない。

と述べて、諸事例を挙げるが、ここに挙げた諸書諸本は皆、西嶋氏の示した通り、范曄『後漢書』の最初の刊刻である淳化五年(994)に遅れるものであるから、それら諸書諸本に「安帝永初元年倭国王帥升等」とみえることなど、伝写の范曄『後漢書』中の表記を考える上で、何の参考にもならない。一旦刊刻を受ければ、その書は大量に流布し、書き継がれてきた写本はいずれ消滅していくのであるから、刊本上の記載が古来の表記を駆逐していくことは当然考えられることである。

西嶋氏の理路は古田武彦氏による「邪馬壹国説」のケース、即ち南宋代以降の『三国志』のすべての刊本には「邪馬壹」あるいは「邪馬一」と見えることを一つの根拠として、陳寿の編纂時点においても「邪馬壹国」であったとする論法に等しい。この論法の誤っていることはことさらに説明する必要はなかろう。

范曄『後漢書』倭条安帝永初元年の本来の記述は「倭面土国」に類するものであった。宋代以前の史料情況はそのことを明示している。

西嶋氏が「倭面土国」出典攷の中で、「倭面土国」なる表記の出典を范曄『後漢書』以外に求めようとして難渋していることが手に取るように分かる。『翰苑』の記載に拘泥して、その出典を他に求めようとするが、そこで用いられている理路は恣意的とも言えるものである。『翰苑』中、単に『後漢書』とのみ引典を記すものについて、それを范曄『後漢書』であることに疑問を挟み、一担は「これらのことは、『翰苑』残巻中の[A]の文に示されている『後漢書』が『魏略』の誤りであるという想定を妨げないで

あろう」としつつ、その直後の文では(補注)として「以上における『魏略』への思い入れは反省されるべきである。『魏略』に「面土国」ありとする根拠なし。『魏略』にはまた「伊都国」あり。これまた面土国=伊都国の想定に矛盾するものである」と述べ、『魏略』説を撤回したかのごとくであるが、次には『東觀漢記』を持ち出してきて、永初元年の「倭国」が、この『東觀漢記』に基づくものだと主張をする。

西嶋氏は「後漢書曰」とする引文に卑弥呼の死や臺與の共立まで言及していることを異とし、ここに言う「後漢書」とは范曄『後漢書』ではないのではないかとの疑念をささむが⁵、『翰苑』の注には複数の引典から続けて引く例が「倭国条」にもある。このようなケースでの二番目以降の引典名を欠落した場合や、『宋書』を引きつつ、中途から「今案」として「其王姓阿每」と『隋書』からの文を接続した場合での「今案」などの欠落など、[A]の文が范曄『後漢書』と『三国志』を引典とする注であったのではと考えることは、西嶋氏も認める『翰苑』の誤字脱字等文字の乱れからみて、さほど難しい想定ではなかろう。そもそも、「倭国条」中には『魏略曰』ともみえるのであるから、「後漢書曰」とあるものを、軽々に『魏略』ではないかと疑う姿勢には少なからず疑念を抱かせる。

あるいは、『釈日本紀開題』や『日本書紀纂疏』にみえる「倭面国」「倭面上国」について、西嶋氏は「「倭面土国」出典攷」「「倭面土国」出典続攷」において、延々と自身の所見を述べられるが、これだけ長い説明を要するという自体、范曄『後漢書』安帝永初元年条には当初から「倭国」とあったのだとする自身の所見が、仮定に仮定を重ねた状況設定の上でしか成立しないということを能弁に物語っていると言えるのではないか。

繰り返しになるが、范曄『後漢書』には当初から「倭面土国」に類する国名が記されていた。それが様々な異型を生じながら拡散していくも、宋代における刊刻と以降の刊本の普及により、刊本上の記載である「倭国」が他の表記を駆逐していったのだと捉えるほうが、遙かに簡便に諸事実を説明しうる。

内藤湖南は「倭面土国」⁶において、「されば最初より倭面土と倭面の相違はありけんも知り難けれども、要するに古く我邦に伝はりたる本には、今の後漢書と異なりて、通典に近き者ありしことは、疑いを容れざるなり。」と述べているが、諸事実を照らして簡明に考えるに、この部分についての湖南の発言は、まさに至当と言いうるであろう。

4. 「安帝紀」の李賢注と国内史料について

西嶋氏は該書 71～72 ページに於いて、「安帝紀」永初元年の「倭国遣使奉獻」に付す

⁵ 「「倭面土国」の問題点」該書Ⅳ ページでは、「ここにいう『後漢書』とは、その引文内容が後漢時代を逸脱して、三国魏の後期にまで及んでいるので、范曄『後漢書』からの引文とは考えられないものであり、その点においては私と王仲殊氏との見解は一致している。」として、ここでも引典を范曄後漢書とすること否とする。

⁶ 『芸文』第二年第六号、明治四十四年六月、『読史叢録』所収。引文の中の漢字は現代表記に改めた。

李賢注「倭国去楽浪万二千里男子黥面文身以其文左右大小別尊卑之差見本伝」を取りあげ、これは本文の「倭国」に対する附注であろうから、注に「倭国」と見える以上、本文も「倭国」であり、『日本紀私記』や『釈日本紀』開題にみえる「倭面」の可能性を否定するものであると断じる。これについては後述する依藤勝彦氏より反論が出されているが、両者の意見の当否を措くとしても、『通典』「倭条」の「倭面土国」なる記述についての推考は何らの影響も受けない。

国内の史料の中で、特に『日本書紀纂疏』の「東漢⁷日安帝永初元年倭面上国王師升献生口百六十人」は刮目すべき史料と言えよう。一条兼良による『日本書紀纂疏』は室町時代15世紀中頃の成立とみられるが、ここにみえる「倭面上国」は『通典』の「倭面土国」の表記と極めて近く、『翰苑』と全く一致することから考えて、恐らく写本の范曄『後漢書』をテキストとしているのであろう。そう考えることが最も簡明に諸事実を説明しうる。『日本書紀纂疏』に列举される我が国の国名の中に『魏志』の刊本上の表記である「邪馬壹国」が出現しないことから、『日本書紀纂疏』中に見える『魏志』も写本であるとみていい。『日本書紀纂疏』には、「和漢通称」として7個の国名を挙げている。即ち、倭国(『唐書』を引いて倭奴国)、倭面国(『東漢書』を引いて倭面上国)、倭人国(『魏志』倭人条冒頭を「倭人国在」と引く)、耶馬臺国(『後漢書』より引く。また『東漢書』注を引いて耶馬堆)、姫氏国(宝誌和尚識文を引いて)、扶桑国、君子国(三善清行曰范史=范曄『後漢書』)である。確かに『魏志』にも目が及んでいるはずなのに、しかも「姫氏国」や「君子国」などそれほど知られていないと思しき国名まで挙げているのに、「邪馬壹国」を挙げていない。このことを最も簡明に説明しうるのは、一条兼良の用いた『魏志』も写本であり、その写本には「邪馬壹国」なる表記はなく、『後漢書』と同じく「邪(耶)馬臺国」であったとろうとの推定である。

15世紀であれば、当然我が国にも版本が伝来していたろうが、『日本書紀纂疏』が刊本『魏志』を用いたのであれば、必ずや一条兼良は「邪馬壹国」という国名にも言及したであろうことは想像に難くない。

5. まとめとして

以上、西嶋定生氏の『倭国の出現 東アジア世界の中の日本』の中から、拙稿のサブタイトルに示した如く、「倭国之極南界也」及び「倭面土国」についてあらまし私見を述べた。

西嶋氏の該書には山尾幸久氏⁸、依藤勝彦氏⁹から批判が出されているが、両氏の批判はこの2点については適切であると感じる。

⁷ 東漢書の略。即ち後漢書。

⁸ 『古代史の論点4 権力と国家と戦争』「倭国の乱・磐井の乱・壬申の乱」

⁹ 『東アジアの古代文化2006・春 127号』「倭面土国論—特に西嶋定生説の批判的検討から—」

そもそも西嶋氏は、2世紀初頭の「倭国の出現」を期待しているようだが、文献をいじくり回して得られたも歴史像は、単なる希望的青写真に過ぎない。西嶋氏の描いた2世紀初頭の「倭国の出現」というイメージは、単なる“アイデア”に過ぎず、それ以上のなものでもないことは、西嶋氏自身の薄弱な論証を見ても明らかである。

西嶋氏は「「倭面土国」出典続攷」の結語で次のように述べられる。

以上において私は第二章においては考察するに至らなかった、「倭面土国」という名称がいつかにして出現したか、という問題について卑見を述べてみた。その大要は以下のごとくである。

まず前稿においては、「倭面土国」という名称がいわゆる古本『後漢書』なるものに記載されていたというなかば定説化している所説が根拠なきものであることを指摘したのであるが、しかしそれにもかかわらず、「倭面土国」という名称はなんらかの典拠がある国名であろうと想定していたのである。本稿においてはこの想定を改めて、王仲殊氏の所論に基づいて、この名称が全く架空のものであって、紀元二世紀においては、「倭面土国」もしくは「倭の面土国」あるいはその原型と想定された「回土国」などという国名はいずれもすべて存在しないものである、と断定した。そしてこの「倭面土国」という名称が出現したのは、七世紀前半の唐代初期の頃のことであろうと想定した。その場合その表記には「倭面土国」と「倭面上国」との二型態があり、文献的には「倭面上国」が「倭面土国」よりも先出するごとくであるが、「倭面上国」という表記はその文義において妥当性を欠くと考えられるので、「倭面土国」が正しい表記であると判断した。そしてこの「倭面土国」という表記は、後漢安帝永初元年に遣使奉獻した「倭国」という正しい国名が、七世紀前半以降正確に記載されなくなった動揺期において、当時伝えられていた「倭国」の実際上の呼称である「ヤマト国」を「倭面土国」と漢字表記してこれに充てたのではないかと想定した。

この想定が正しいかどうかについては、今後、音韻学、文献学の各方面から適切な教示を得たいものである。しかしその当否にかかわらず、「倭面土国」の名称がいわゆる邪馬台国時代より以前の紀元二世紀にすでに実在したということが文献学的に実証されない限り、その時代において「倭面土国」とはいかなる国名を表記したものか、あるいは「面土国」は何処に求めるべきであるか、などという論議は、すべて架空の国名の実在地を求めることになるのではないかと私には思われるのである。

氏のこのような所見には甚だしい違和感を覚える。「「倭面土国」の名称がいわゆる邪馬台国時代より以前の紀元二世紀にすでに実在したということが文献学的に実証されない限り」など、思考が転倒しているとしか言いようがない。「倭面土国」なる名称が

「邪馬台国時代より以前の紀元二世紀に」「實在」しなかった「ということが文献学的に実証されない限り」、西嶋氏の推定は成立する足場を得ないと言っても過言ではなからう。

古本范曄『後漢書』に「倭面土国」に類する表記のあったろうことを窺わせる状況証拠は少なくない。方や西嶋氏の期待する証拠は、刊本刊行位後の時代のものにしか見出しえない。両者の推定の是非は明らかである。

前掲の2つの論文を読んでも、氏はこの件に関してなんらの論証もなし得ていないと言いつつ大過ない。

極めて要約して言えば、「倭国の極南界」については、范曄の誤認ではなく、西嶋氏の誤認に基づいているのであり、また「倭面土国」については、范曄『後漢書』の李賢注に注目することにより、『通典』の主要な藍本の一つとしての范曄『後漢書』の存在は動かし難く、よって『通典』に残された「倭面土国」に類する表記は、必ずやその藍本中の表記であったろうことが強く推定される。これは内藤湖南がかつて「倭面土国」の中で述べた、古本范曄『後漢書』中の記載に基づくものであろうとの見解と相違ない。

今後の考古学等の発展に伴って、西嶋氏の所説が裏付けられる日も来るかも知れないが、その道のりは決して短くはないと言えよう。考古学など他の分野との突合によって、西嶋氏の青写真は実際の歴史像として肉付けされなければならないが、2世紀初頭の「倭国の出現」は今後得られるであろう考古学的知見に照らして、果たして裏付けを求めうるのかどうか。未だ全く未知数のままであるとの評が恐らくは最も適切な所見であると考えられる。

(補論)古来、この「倭面土国」については実在する国名であるとする立場から、幾つかの案が出されている。内藤湖南は倭面土=ヤマト説であり、白鳥庫吉は面土を回土(イト)のこととして伊都国説、橋本増吉は末盧国説である。これらの説はいずれも傾聴するに値するものと思うが、その末席に加えたい候補が今ひとつある。それは「米多」である。現在も地名として目達原、三田川などが残っているが、『先代旧事本紀』の「国造本紀」にも「筑志米多国造」と見える。また、この「メタ」の地は、かの吉野ヶ里遺跡に極めて近く、すでに在野の研究者から、ここを面土国の候補とする指摘もみられる。山尾幸久氏によれば、面土の音を“mian-t'ag”とする¹⁰ので、これは上記候補の中では「メタ」に最も近いのではなからうか。

(了)

¹⁰ 『古代史の論点4 権力と国家と戦争』251ページ注17